

電波監理審議会（第1080回）議事録

1 日時

令和2年7月15日（水）～同年7月20日（月）
（答申日：7月20日（月））

2 場所

文書審議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

吉田 進（会長）、兼松 由理子（会長代理）、長田 三紀、
林 秀弥、日比野 隆司

(2) 審理官

藤田 和重、長屋 文裕

(3) 総務省

（総合通信基盤局）

谷脇 康彦（総合通信基盤局長）、田原 康生（電波部長）、
今川 拓郎（総務課長）、布施田 英生（電波政策課長）、
荻原 直彦（移動通信課長）、田中 博（移動通信課企画官）

(4) 事務局

高田 貴光（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

4 目次

○ 諮問事項（総合通信基盤局）

- ① 電波法施行規則等の一部を改正する省令案（4G周波数における5Gの導入及びBWAの高度化）
（諮問第24号）…………… 1
- ② 第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針等の一部を変更する告示案（4G周波数における5Gの導入に伴う開設計画変更等のための制度整備）
（諮問第25号）…………… 1

諮問事項（総合通信基盤局）

（１）電波法施行規則等の一部を改正する省令案（４Ｇ周波数における５Ｇの導入及びＢＷＡの高度化）

（諮問第２４号）

（２）第４世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針等の一部を変更する告示案（４Ｇ周波数における５Ｇの導入に伴う開設計画変更等のための制度整備）

（諮問第２５号）

< 移動通信課からの説明 >

諮問第２４号「電波法施行規則等の一部を改正する省令案」についてご説明させていただきます。今回諮問させて頂く案件は、第４世代移動通信システム（４Ｇ）や広帯域移動無線アクセスシステム（ＢＷＡ）で使用されている周波数帯に、第５世代移動通信システム（５Ｇ）を導入することができるようにするため、技術基準等の整備を行うものです。

それではまず、資料の３ページ目をご覧ください。

携帯電話は、１９８０年代に出現してから、概ね１０年毎に世代の進化が起きており、２０２０年３月には、第５世代携帯電話、いわゆる５Ｇの商用サービスが開始されたところです。

続きまして、資料の４ページ目をご覧ください。

５Ｇは、４Ｇに比べて「超高速」、「超低遅延」、「多数同時接続」といった特長があり、これらの特長を生かして、エンターテインメント、遠隔医療、農業等、様々な産業分野への応用が期待されています。

続きまして、資料の５ページ目をご覧ください。

わが国においては、平成31年4月に、初めて、5G用周波数の割当てを行いました。周波数については、比較的低い周波数帯として3.7GHz帯及び4.5GHz帯、比較的高い周波数帯として28GHz帯を確保し、NTTドコモ、KDDI/沖縄セルラー電話、ソフトバンク、楽天モバイルに対して割り当てたところです。

続きまして、資料の6ページ目をご覧ください。

現在、700MHz帯から3.4/3.5GHz帯までの周波数が4G及びBWAに用いられていますが、これらの周波数を、5Gや5G互換のBWAとして使用したいというニーズが高まっています。

続きまして、資料の7ページ目をご覧ください。

平成31年4月に5Gに割り当てた周波数は、これまで4GやBWAで使用していた周波数よりも高い周波数であることから、超高速を実現するため広い帯域幅を確保しているものの、低い周波数と比べて、基地局1局あたりのエリアカバーが狭くなります。そのため、既存の4G等で使用している周波数帯を5Gとしても使用することで、モビリティの確保等で重要となる5Gの広域なエリア形成が実現できるようになります。

これにより、広域なエリアカバーに適した低い周波数帯と、広帯域による高速通信が可能な高い周波数帯を組み合わせることで5Gエリアを形成できるようになり、地域における様々な産業分野での5G利活用の加速化が期待できます。

こうした背景を踏まえ、情報通信審議会情報通信技術分科会新世代モバイル通信システム委員会において、平成30年12月から令和2年3月にかけて検討を行い、本年3月には「第5世代移動通信システム（5G）及びBWAの高度化に関する技術的条件」がとりまとめられたところです。

続きまして、資料の8ページ目をご覧ください。

携帯電話やBWAの通信方式として、基地局と陸上移動局が別々の周波数を

使用する「FDD方式」と、基地局と陸上移動局が同じ周波数を交互に使用する「TDD方式」があります。

今回の改正では、無線設備規則のうち、5GのTDD方式を規定している第49条の6の12の周波数を拡張（3.4GHz、3.5GHz帯を追加）すること、また、これまで規定されていなかった5GのFDD方式を第49条の6の13として規定することとしております。加えて、5G互換のBWA方式を、第49条の29の2として新たに規定することとしました。

続きまして、資料の9ページ目をご覧ください。

4Gの周波数を5G及び5G互換のBWAでも利用できるようにするため、今回、4つの省令を改正する予定です。

1つめは、電波法施行規則の改正です。包括免許の対象とするために、特定無線局の無線設備の規格に、4G周波数を使用する5G及び5G互換のBWAの規格を追加します。

2つめは、無線局免許手続規則の改正です。無線局事項書様式の注釈に、5G互換のBWAを使用する地域BWA及び自営等BWAに関する規定を追加します。なお、無線局免許手続規則の改正は、電波監理審議会への諮問事項ではございませんが、一体的に改正したいと考えております。

3つめは、無線設備規則の改正です。4G周波数を使用する5G及び5G互換のBWAの技術基準を定めることとしています。

4つめは、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の改正です。工事設計認証や技術基準適合証明の対象とするため、特定無線設備の規格に4G周波数を使用する5G及び5G互換のBWAを追加します。

また、これら4つの省令の改正に加えて、5G及びBWAの技術的条件を定める告示を改正、又は新規に制定することで、隣接チャンネル漏えい電力の許容値、スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値等を規定する予定です。

最後に、これらの改正に伴う、関連する告示のハネ改正を行う予定です。

今回の改正で無線設備規則及び告示に定める技術基準は、資料の10ページ目及び11ページ目に参考として示しております。技術基準の詳細な内容については説明を割愛させていただきます。

また、改正予定の一連の省令及び告示については、資料の12ページ目に記載しております。

今回の改正に関するご説明は以上になります。

最後に、資料の13ページから26ページかけて、今回の省令改正案等に対する意見募集で提出された意見と、それに対する総務省の考え方を記載しております。

本年5月30日から6月29日まで意見募集を行ったところ、法人から10件、個人から167件の意見の提出がありました。法人からの意見は、賛同意見又は改正案の一部修正を求める意見などであり、反対意見はありませんでした。このうち、改正案の一部修正を求める意見については、精査のうえ、修正が必要と思われる意見について、改正案への反映を行いました。

個人からの意見は、「人体への影響の懸念により5Gの導入推進に反対する意見」が153件、「単に5Gの導入推進に反対する意見」が13件、「既存施設等の利用に関する意見」が1件でした。

これらの意見のうち、多数の意見が寄せられた、「人体への影響の懸念により5Gの導入推進に反対する意見」及び「単に5Gの導入推進に反対する意見」に対する総務省の考え方をご説明します。

「人体への影響の懸念により5Gの導入推進に反対する意見」に対しては、我が国では、電波が人体に悪い影響を及ぼすことのないよう、十分な安全率を見込んだ「電波防護指針」を策定し、電波法においても防護指針への適合を技術基準として求めることで、電波による健康被害が起こらない環境の整備に努

めていること、また、電波防護指針を説明し、5Gの電波に関しても言及しているパンフレットについて紹介すること、加えて、5Gと新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を関連づける意見もあったことから、世界保健機構（WHO）における声明である「5Gモバイルネットワーク（第5世代移動通信）はCOVID-19を拡散しません」という文言を引用することで、総務省の考え方を示したいと考えております。

「単に5Gの導入推進に反対する意見」に対しては、5Gが新しいインフラとして、様々な用途での活用が期待されており、我が国の経済成長にも貢献し得るものとして導入が期待されていることを総務省の考え方として示したいと考えております。

上記以外の提出意見に対する総務省の考え方については、説明を割愛させていただきます。

簡単ではございますが、本案件の説明は以上となります。

続きまして、諮問第25号「第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針等の一部を変更する告示案」について御説明させていただきます。

説明資料の2ページ目をご覧ください。

今回諮問させていただく案件は、現在、第4世代移動通信システム（以下「4G」といいます。）等で使用されている周波数帯において、第5世代移動通信システム（以下「5G」といいます。）を使用できるように、4Gの開設指針等の告示を変更するものです。4G及び広帯域移動無線アクセスシステム（以下「BWA」といいます。）で使用している周波数帯につきましては、平成31年4月に割り当てられた全国5Gの周波数よりも低い周波数を使用していることから、モビリティの確保等に向けて広域な5Gエリアを構築するためにも、5Gとしても利用したいというニーズが高まっています。

こうしたニーズを踏まえ、情報通信審議会情報通信技術分科会新世代モバイル通信システム委員会において、平成30年12月から令和2年3月にかけて、「第5世代移動通信システム(5G)及びBWAの高度化に関する技術的条件」について検討が行われ、本年3月31日に一部答申を受けました。当該答申を踏まえ、諮問第24号として技術基準等の整備について諮問し、審議をお願いしているところです。

一方、当該技術基準の整備により4G等で使用されている周波数帯への5G導入が可能となりますが、現在認定期間中の開設計画に係る「平成23年総務省告示第513号(3.9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件)」「(700MHz帯/900MHz帯)及び「平成30年総務省告示第34号(第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件)」「(1.7GHz帯/3.4GHz帯)は、5Gを導入することを想定していないため、5Gを導入する場合における開設計画の変更等のために必要な制度整備を行うものです。

3ページ目をご覧ください。

この表は現在携帯電話等に割り当てられている周波数と携帯電話等の開設計画の関係を示したものです。現在4G等で使用されている周波数帯のうち、700MHz、900MHz、1.7GHzの一部及び3.4GHzにつきましては開設計画の認定期間中となっています。700MHz及び900MHzは「3.9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針」、1.7GHzの一部及び3.4GHzは「第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針」の割当て周波数となっております。

4ページ目をご覧ください。

開設指針の変更の内容です。認定期間中の開設計画に係る周波数帯を使用して5G基地局を開設する場合、5G基地局を開設計画上の4G等の基地局とし

てみならず規定を追加するとともに、5G基地局の開設数、人口カバー率等の計画提出に関する規定を追加することとしています。

また、5G基地局については、安心・安全な5Gネットワークの構築の観点から、全国5Gの周波数割当てと同様に基地局設備等の調達計画の作成にあたっては「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」等に留意することとする規定を追加するものです。

なお、認定期間中の700MHz、900MHz、1.7GHzの一部及び3.4GHz帯以外の現在4G等で使用されている周波数帯については、開設指針が無い、又は開設指針に係る開設計画の認定期間が終了していますが、「第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針」においては、当該周波数帯に関しても指定済周波数を使用する基地局として開設数等に係る計画を開設計画に記載する旨の規定があります。

このため、当該周波数帯において5G基地局を開設する場合についても、開設数、人口カバー率等の計画の提出や、安心・安全な5Gネットワークの構築に関する調達計画の提出に係る規定を追加しております。

今回の変更に関するご説明は以上になります。

最後に、資料の6ページ目から12ページ目にかけて、今回の告示案の意見募集で提出された意見と、それに対する総務省の考え方を記載しています。本年6月2日から7月1日まで意見募集を行ったところ、法人から8件、個人から16件の意見の提出がありました。法人からの意見は全て、賛同意見であり、反対意見はありませんでした。このうち、諮問事項以外の改正案の一部修正を求める意見については、精査のうえ、改正案への反映を行いました。

個人からの意見は、人体への影響の懸念により5Gの導入推進に反対する意見が14件、単に5Gの導入推進に反対する意見が1件でした。これらの意見のうち、人体への影響の懸念により5Gの導入推進に反対する意見に対しては、

我が国では、電波が人体に悪い影響を及ぼすことのないよう、十分な安全率を見込んだ「電波防護指針」を策定し、電波法においても防護指針への適合を技術基準として求めることで、電波による健康被害が起こらない環境の整備に努めていることを総務省の考え方として示す予定です。

また、5Gの導入推進に反対する意見に対しては、5Gが新しいインフラとして、様々な用途での活用が期待されており、我が国の経済成長にも貢献し得るものとして導入が期待されていることを総務省の考え方として示す予定です。

簡単ではございますが、本案件の説明は以上となります。

< 質疑応答（※質問の到達順に記載） >

○林委員 限定的な事業者に対して周波数の追加割当てを手当てする前に、まずは、各事業者が割り当てられた周波数を最大限効率的に活用して、基地局整備やサービス展開をしっかりと行うのが先ではないか。その上で付言すると、楽天モバイルは、開業前にB3および5G用sub6・mmWまで獲得し、その後、ローミングも活用しながら全国区の本格サービス開始に至り、100万回線を超えるところまで来ているところである。このため、周波数の開設計画比較審査において「新規参入」の扱いをすることについては慎重な対応が必要であると思量する。むしろ公正競争の観点からは、他社と同様「既存事業者」として、各審査項目における競争上の「イコールフットィング」を重視することが、電波政策では重要である。なお、ミリ波は従来の周波数と比べて電波の性質や使い方に違いがあるため、「契約者数／帯域幅」を前提とした数字は必ずしも正確であるとはいえないものの、利用度合を見る上での相対的な比較や大まかな掴みを把握することは可能であることから、電波法1条の趣旨に鑑みて、各社の周波数ひっ迫度を、現時点の公表数字で算出し、周波数利用効率化の検証を見ることも必要ではないかと考える。

○移動通信課 携帯電話用周波数の追加割当てにつきましては、既に携帯電話用として割り当てられた周波数のひっ迫度（利用効率）や4G・5Gの展開状況など様々な観点を考慮しつつ、必要に応じて適切な割当てを行いたいと考えております。

また、周波数利用効率化の検証につきましては、周波数の追加割当ての時や毎年実施している携帯電話及び全国BWAの電波に係る利用状況調査においてしっかり検証を行っていきたいと考えております。

○吉田会長 両諮問案件により、既存の4G等で使用している周波数帯の5G化が可能となり、用途によっては既存の4G周波数帯でも十分提供可能な5Gサービスが数多くあると考えられることから、例えば地域の産業などの5Gの利活用を加速するなど、広範なエリアへの速やかな5Gサービスの普及につながることを期待されます。従って、電波法施行規則等の一部を改正する省令案（諮問第24号）ならびに第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針等の一部を変更する告示案（諮問第25号）に賛同いたします。

ただ、説明資料を拝見していただき、少し気になる点や、念のために確認させていただきたい点がありましたので、3点ほどコメントあるいは確認をさせていただきたく存じます。

1点目は、一般ユーザへの周知広報のお願いです。すなわち、諮問第24号説明資料の6ページ記載の通り、700MHz帯、800MHz帯から3.4GHz／3.5GHz帯のすべての4G周波数帯において5Gを導入予定とのことですが、一般的に、低い周波数帯は高速（広帯域）伝送には適していないが、広いエリアを容易にカバーできるのに対して、高い周波数帯は高速（広帯域）伝送には適しているものの、カバーできるエリアが狭くなる傾向にあります。そのため、4ページに記載の5Gの特徴的な性能（超高速、超低遅延、多数同

時接続)につきましては、必ずしも6ページ記載のすべての4G周波数帯ではフルに発揮できない可能性があるのではないかと考えられます。近い将来、現4G周波数帯で5Gサービスを受けることになる一般国民ユーザの理解促進のためにも、6ページ記載の4G周波数帯では、果たして4ページ記載の3つの5G主要性能「超高速：最高伝送速度10Gbps」、「超低遅延：1ミリ秒程度の遅延」、「多数同時接続：100万台/平方kmの接続機器数」のそれぞれがどの程度達成できるのかについて周知広報いただき、低い4G周波数帯では、例え5G化されたとしても、必ずしも4ページ記載の3つの5G主要性能すべてが完全に実現できるとは限らないことを理解していただく必要があると感じました。

○移動通信課 ご指摘のとおり、4G周波数帯を使用する5Gと高い周波数(3.7/4.5GHz帯や28GHz帯)を使用する5Gとでは、実現可能な通信性能に違いが生じる部分もあります。

そのうち、特に一般ユーザーへの影響が大きい通信速度(超高速)の違いについて、総務省としましては、各携帯電話事業者に対して、ユーザーがその性能を誤認しないよう、通信速度別のエリアについて、丁寧かつ分かりやすい手法で周知することを求めており、各社とも適切に対応する予定であると聞いています。

また、4G周波数帯を使用する5Gの開設に向けた開設計画の変更申請において、通信速度が分かるエリアマップやリストの公表等により、提供可能な通信速度を事前に周知するなどの利用者の利益の保護に向けた対策が適切なものであるか審査する予定です。

なお、超低遅延通信や多数同時接続は、周波数の帯域幅に左右されるものではないため、4G周波数帯を使用する5Gであっても実現可能です。

いずれにいたしましても、一般ユーザーの理解促進のため、上記の取組も含

め、4G周波数帯を使用する5Gで実現可能な通信要件につきましては、携帯電話事業者とも連携しつつ、適切に周知して参ります。

○吉田会長 2点目は、諮問第25号説明資料の4ページ記載の主な変更等の概要の中に、既存の4G等で使用している周波数帯における5G化に関する計画を提出する際に、「5G化基地局の開設数、人口カバー率等の計画提出に関する規定を追加」とありますが、それに関する確認です。規定の追加はごもっともであると存じますが、念のために確認させていただきたかったのは、「5G化基地局の開設数、人口カバー率等の計画」が提出された後の認可に至るまでの手順です。おそらく、総務省にて何らかの審査が行われて認可に至るのではないかと推察するのですが、参考までにこのあたりの手順についてご教示願えましたら幸いです。

○移動通信課 今回の5G化に関する変更計画が提出されましたら、ご指摘にありますとおり、例えば5G化基地局の開設数や人口カバー率、サプライチェーンリスク対応も含む調達計画、ユーザー保護方策など、変更された内容について、電波法令や開設指針に従って、審査を行い、変更の認定を行う手順となります。

なお、5G化に関する計画については、各認定事業者が周波数の割当て時において記載した計画の数値や内容等から著しく後退していないかどうかという観点も含めて十分に審査をさせていただきます。

○吉田会長 3点目は、諮問第24号説明資料の22ページから23ページにかけて記載されています楽天モバイルからのパブリックコメントの件です。国内4番目のキャリアとして参入された楽天モバイルには、是非とも一刻も早く当初の計画通りの高信頼度4Gサービス、5Gサービスの全国展開を実現していただく必要があります、まずはその目標達成が先決ですが、それらが実現された暁には、現4G周波数として1.7GHz帯しか割り当てがない楽天モバイル

は、1GHz以下の周波数を含めて6ページ記載の4G周波数のより多くの割り当てを持つ他の3キャリアと比較して、4G周波数を利用した5Gサービスの提供という点ではやや不利になります。よって、パブリックコメントで要望されている点につきましては、将来的な検討課題として念頭に置いておく必要があると感じたところです。

○移動通信課 携帯電話用周波数の追加割当てにつきましては、既に携帯電話用として割り当てられた周波数のひっ迫度（利用効率）や4G・5Gの展開状況など様々な観点を考慮しつつ、必要に応じて適切な割当てを行いたいと考えております。

○兼松会長代理 4Gに使用されている周波数は、使い勝手が良く多数利用されている帯域であるため、5Gに必要な幅広い帯域が確保できず、そのため5Gにはこれまであまり使用されていなかった高い周波数を割り当てたと理解しております。そうしますと、既存4G用周波数を5G化したとしても、5Gのメリットであるとされる高速大容量の伝送は当該周波数においては実現できないものと存じます。4GやBWA用の周波数を5Gに利用したいというニーズがあるとのことですが、高速大容量が実現できなくても5G化することでどのようなメリットがあるのでしょうか。例えば、超低遅延や多数同時接続には資することになるのでしょうか。

○移動通信課 超低遅延通信や多数同時接続は、周波数の帯域幅に左右されるものでないため、4G周波数帯を使用する5Gであっても実現可能です。そのため、超高速通信が求められず、超低遅延通信を必要とするようなユースケース（例：自動運転や建機の遠隔操作等での活用）においては、1つの5G基地局で広いエリアをカバーできる4G周波数帯を使用するニーズがあります。

そのほかにも、5Gのエリアが広がることで、4G/5Gエリア間でのハンドオーバー（4Gエリアと5Gエリアを行き来することによる通信方式の切り替

え)が減ることによって、端末の消費電力の低減にも資することになります。

○兼松会長代理 諮問25号のNTTドコモのパブリックコメントにもありましたが、4G周波数において5Gを導入しても、通信速度はユーザーの期待する速度にはならないことが予想されますので、単に5Gエリアが広がるとだけ宣伝することによりユーザーの誤解を招くことにならないよう、共用エリアにおける5Gの効能については、ユーザーへの周知徹底が必要だと考えます。

○移動通信課 共用エリアにおける5Gの効能につきましてはユーザーの誤解を招くことにならないよう、通信速度が分かるエリアマップやリストの公表等、周波数幅等を踏まえた提供可能な通信速度を丁寧かつ分かりやすい手法により事前に周知するなど、利用者の利益の保護に向けた対策について、開設計画の変更手続の中で確認を行ってまいります。

○兼松会長代理 諮問24号・25号とも、特定の自治体(横須賀市役所等)がパブリックコメントにおいて情報セキュリティへリスクへの懸念を述べていますが、特定の自治体がこのような懸念を示していることには何か背景事情があるのでしょうか。

○移動通信課 地域BWAは自治体による行政サービスを提供する仕組みとして期待されている制度であり、意見の提出があった自治体は5G化した地域BWAを活用した行政サービスの導入を検討している可能性があるのではないかと考えられます。

○長田委員 4G周波数の5G化につきましては、皆様ご指摘の通り、超高速が実現できないことを国民にどのように周知するかが課題だと考えます。各キャリアでの周知については、総務省において適宜確認を行っていただきたいと思います。ただ、現段階ではスマホのピクト表示ではただ5Gと表示されると聞いており、キャリアだけで実現できるものではなく、また時間がかかるものだとしても、まずその改善を求めていくべきだと思います。また、エリアマップ

等での適切な情報提供はもとより、広告表示についての十分な配慮が必要だと考えます。5Gと4G周波数の5G化の違いは可能であればサービス名によってわかるようになるのが理想だと思います。5Gの全国展開に向けて、4G周波数の5G化でエリアを広げるがそこにおいては超高速の実現が難しいわけですから、利用する側が適切に認識できるようにする必要があります。各キャリアにおいての検討と共に総務省におかれましてもこの視点から強い指導をお願いしたいと思います。

○移動通信課 総務省としましても、ご指摘頂いたピクト表示や広告表示に関するご意見も含め、利用者が使用する携帯電話（スマートフォン）の性能を適切に認識できるような方法についての携帯電話事業者の検討及び実施の状況を注視し、利用者に丁寧かつ分かりやすい形で周知等がなされるよう適切な対応を求めてまいります。

なお、通信速度別のエリアの周知につきましては、委員の皆様からのご意見を踏まえ、改めて携帯電話事業者に対して適切な対応を求めたところであり、全ての携帯電話事業者から、4G周波数帯を使用する5Gのサービスが開始されるまでの段階で、エリアマップやリストの公表などの利用者に分かりやすい方法で周知する予定であるとの回答を受領しているところです。

○日比野委員 諮問24号、25号共に、本年3月に商用サービスが開始され、今後の利用拡大が期待される5Gについて、既存の4G等で使用されている周波数帯も活用し、広域なカバーを実現することでユーザーの利便性を高めるための制度整備ということですので特段の異論はありません。

○移動通信課 御検討ありがとうございます。総務省としましても、本制度整備によって5Gの広域なエリアが実現可能となり、ユーザーの利便性が高まることを期待するとともに、4G等の周波数帯を使用する5Gが携帯電話事業者等によって適切に運用されるよう取り組んでまいります。

○日比野委員 本件実施にあたっては、既存の4Gのユーザーの利用に障害が無いよう運営を行うと伺っていますが、他の委員の方々もご指摘の通り、4G用周波数を5G化した場合、5G用周波数で想定される通信速度が実現できない点のユーザーへの周知や、各携帯キャリアへの公平な周波数割当て及び効率的に周波数が利用されているかのモニタリングを徹底頂きたいと思います。

○移動通信課 通信速度に関する利用者への周知につきましては、利用者が使用する携帯電話(スマートフォン)の性能を誤認しないよう、携帯電話事業者に対して、通信速度別のエリアについて丁寧かつ分かりやすい手法で周知することを求めるとともに、総務省としましても、開設計画の変更申請において、計画にこれらの対策内容等が十分に盛り込まれているか審査する予定です。

また、携帯電話事業者に対する公平な周波数割当てについては、既に割り当てられている周波数のひっ迫度(利用効率)や5Gの展開状況など様々な観点を考慮したうえで割当てを行うとともに、周波数利用効率のモニタリングについては、携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査を毎年行い評価することなどを通じて、適切に取り組んでまいりたいと思います。

○兼松会長代理 先の質問へのお答えに関連して質問致します。諮問25号のパブリックコメント6②において、ソフトバンクは、「NR化する周波数帯や局数等の具体的情報は、各通信キャリアにおける競争上の戦略に係るものであるため、公表の取扱いには充分ご留意いただきますようお願い致します。」と述べており、また、同パブリックコメント8において、KDDIは、「4G周波数への5G導入に関する計画については、周波数の利活用方針など、事業戦略上重要な情報が含まれることから、計画内容を公表される場合には、公表範囲等について慎重にご検討いただくことを希望致します。」と述べています。この点、通信速度が分かるエリアマップやリストの公表といった、「周波数幅等を踏まえた提供可能な通信速度を丁寧にかつ分かりやすい手法により」周知することと、

各通信キャリアの事業戦略に関する情報を公表において配慮することとは、どのように両立できるのかご教示いただけますと幸いです。

○移動通信課 ソフトバンクやKDDIが公表について懸念を示しているのは、主に基地局の開設数や人口カバー率、周波数の活用の計画など個別具体的な将来の経営に直接関係する内容と承知しています。これに対し通信速度が分かるエリアマップやリストの公表等に係る情報は、利用者が自らのニーズに応じたサービスの選択や利用等に必要な情報であり、両者の情報の性質が異なることから、公表への取扱いについて両立が可能と考えられます。

また、通信速度別のエリアの周知につきましては、委員の皆様からのご意見を踏まえ、改めて携帯電話事業者に対して適切な取組を求めたところであり、全ての携帯電話事業者から、4G周波数帯を使用する5Gのサービスが開始される段階で、エリアマップやリストの公表等の利用者に分かりやすい方法で周知する予定であるとの回答を受領しているところです。

○吉田会長 諮問第24号及び諮問第25号について、委員5名全員より書面にて了承する旨の回答が得られたことから、審議会としまして、諮問のとおり改正及び変更することが適当との答申を行うことを決したいと思えます。

<審議の結果>

電波法施行規則等の一部を改正する省令案（4G周波数における5Gの導入及びBWAの高度化）及び第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針等の一部を変更する告示案（4G周波数における5Gの導入に伴う開設計画変更等のための制度整備）について、諮問のとおり改正及び変更することは、適当である旨の答申をした。